

民間火葬場の経営管理に関する要望を、東京都と共同で要請しました

特別区長会と東京都は11月25日（火）、民間火葬場の経営管理に関する要請を共同で厚生労働省に對し行いました。

当日は、吉住健一会長（新宿区長）、栗岡祥一副知事（東京都）が厚生労働省を訪問し、上野賢一郎厚生労働大臣に要望書を手渡しました。

要望内容

火葬場は、その經營主体の別にかかわらず、公共的施設としての役割を期待されています。

こうした中、近年、燃料費の高騰等を背景に、火葬料金の値上げの動きが相次いでおり、民間火葬場における火葬料金設定の妥当性等について都民の関心が高まっています。

国は、火葬場の經營管理に関する指導の考え方を通知で示し、区に対し法令等に基づく指導を求めています。

しかし、火葬料金を含む經營管理に関する民間事業者の責務等について、具体的な法の規定は無いことから、任意に協力を求めることしかであります。また、火葬料金を含む經營管理に関する民間事業者の責務等について、具体的な法の規定は無いことから、任意に協力を求めることしかであります。

そのため、国の責任で、必要な措置を講ずるよう、次の4点を要望しました。

1 火葬料金を含む經營管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法上明確に示すこと。

2 国は、火葬業のうち公益部門に該当する事項について明らかにしたうえで、火葬料金の設定の考え方に関するガイドライン等を示すこと。

3 民間火葬場が火葬料金を設定するに当たって、予め行政が関与する仕組みを法令に規定すること。

4 民間火葬場が、火葬以外の事業を行っている場合には、他の事業との経理・会計を明確に区分し、火葬事業に要した経費の内訳を詳細に公表することを義務付けること。

要請に對して

上野大臣は「お詫は承った。」としたうえで、「古い法律なので現状を把握させてほしい。」「現行法でどこまで対応できるのか、また、火葬料金の高騰などに関する厚労省として何ができるのか、研究したい。」との発言がありました。

ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」などを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。しかし現在の制度は、返礼品目的のいわば官製通販となっているなど、制度の意義や目的から大きくかけ離れたものとなっています。

また、「自治体間での寄附受入額の格差が顕著である」「自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている」「高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みである」など、解消すべき問題は山積しています。

ふるさと納税制度は、受益と負担という地方税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言つても過言ではありません。

そのため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、次の3点について、直ちに見直すことを強く求めました。

1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に定額の上限を設けること。

2 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100分の50」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から更なる縮小を図ること。

3 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

不合理な税制改正について

国が、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもとに断行している不合理な税制改正に関して、決して看過することはできません。地方全体の財源の充実・確保に取り組むことを強く求めました。

「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しを図るよう、東京都、東京都市長会、東京都町村会と共同で要請しました



民間火葬場の經營管理に関する要望書を上野大臣に提出

共同要請の本文は、特別区長会のホームページをご覧ください。
(<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp>)



総務省 原事務次官に要望書を提出